

乳児用食品の範囲

乳児用調製粉乳 	乳幼児を対象とした調製粉乳 フォローアップミルクなどの粉ミルクを含む 	乳幼児向け飲料 飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用 
乳幼児用食品 おやつなど 	ベビーフード 	その他 服薬補助ゼリー 栄養食品など 

●表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含まれます。

牛乳の範囲

「牛乳」の区分に含む食品 牛乳 低脂肪乳 加工乳等 乳飲料 	「一般食品」の区分に含む食品 乳酸菌飲料 発酵乳 チーズ 
--	--

- 消費者から牛乳と同類の商品と認識されている乳飲料（牛乳や加工乳にビタミン類やミネラル類を添加したものは、「牛乳」の区分に含まれます。
- 乳酸菌飲料、ヨーグルトなどの発酵乳、チーズなどは「一般食品」の区分に含まれます。

干しいたけ、お茶などの取り扱い

加工食品などについては、原材料だけでなく、製造・加工された状態でも一般食品の基準を満たす必要があります。ただし、以下の食品については、実際に食べる状態を考慮して基準値が適用されます。

乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など 原材料を乾燥させた状態で流通するが、水で戻して食べる食品	原材料の状態と食べる状態（水で戻した状態）の両方で、一般食品の基準値が適用されます。
お茶、こめ油など 原料から抽出して飲んだり、使用したりする食品	お茶（緑茶）は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されます。米ぬかや菜種などを原料とする油は、油として一般食品の基準値が適用されます。

経過措置

新たな基準値は、平成24年4月1日からの施行ですが、市場に混乱が起きないように、準備期間が必要な食品については一定の期間、暫定規制値が適用されます。

米・牛肉 ▶平成24年9月30日まで	大豆 ▶平成24年12月31日まで
--------------------	-------------------

- ※暫定規制値が適用される期間内に製造・加工された食品は、賞味期限までは流通が認められます。
- ※暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されています。

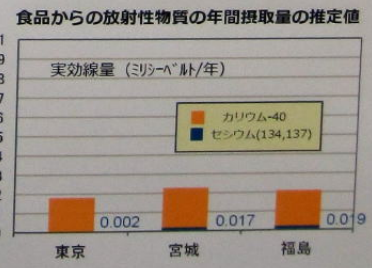
Q & A

Q1 セシウム以外の放射性物質は対象にしていないの？

A1 今回の新たな基準値では、福島原発事故で放出された放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての放射性核種*（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮しています。セシウム以外は、測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値ではセシウムと他の核種の比率を用いて、すべてを含めても被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないように設定しています。
 ※核種とは、元素の同位体を区別するための呼称です。核種のうち放射線を発するものを放射性核種といいます。

Q2 実際には、食品からどのくらい被ばくしているの？

A2 平成23年の9月と11月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を調査し、推計したところ、今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量は、年間に換算して0.002～0.02ミリシーベルト程度でした（右図の青色部分）。これは、自然界に存在する放射性カリウムによる被ばく線量0.2ミリシーベルト程度（黄色部分）と比べても、非常に小さい値です。



Q3 食品中の放射性物質の検査体制はどうなっているの？

A3 地方自治体では、これまでに暫定規制値を超えた食品、食べられる量の多い食品、主要な農産物などを中心に検査を行っています。また、国も流通段階における買い上げ調査を実施しています。これらの検査結果と自治体の検査計画は、厚生労働省のホームページに掲載しています。
 (http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)